島根県報

令和８年10月30日（金）

号外 第 109 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【監査公表】

財務監査の結果に基づき講じた措置　2

財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置　11

包括外部監査の結果に基づき講じた措置　17

監　査　委　員　公　表

島根県監査委員公表第３号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項の規定により実施した令和６年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和８年10月30日

島根県監査委員　吉　野　和　彦
同　福　井　竜　夫
同　藤　井　洋　一
同　森　脇　俊　樹

令和６年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置

指　摘　事　項	措　置　の　内　容
(1) 収入関係事務 ①　収入の調定事務が適当でないもの ア　島根県立男女共同参画センターの施設、設備の使用料について、条例等の根拠がないまま収入していたものがあった。 誤って徴収した期間 平成25年度～令和６年度 誤徴収額　220,420円 （女性活躍推進課）	対象者には返金し、使用料を設定していなかった設備については、使用料を設定した。 事務処理マニュアルを策定し、設備を取得または更新した際の設備登録及び使用料設定を確実に行い、また、事務処理が適正に行われるよう、チェックリストを作成し、複数職員で確認を行う。
イ　市町村に移管した道路の占用物件について、誤って占用料を徴収していた。 誤って徴収した期間 令和２年度～令和５年度 返還額　5,760円 （隠岐支庁県土整備局）	市町村への道路移管にあたっては、次の点を徹底する。 ・占用物件の有無を複数職員により確認する。 ・確認結果に基づき、道路占用許可台帳一覧表を作成する。 ・県及び市町村の両者で占用物件を現地確認し、道路占用許可台帳一覧表とともに引き渡す。
ウ　隠岐空港ターミナルビル・機材庫の行政財産使用料について、収入調定の時期が遅れていた。 （隠岐支庁県土整備局）	使用者と直接協議を行う部署と綿密に連絡をとり、調定時期に不備が生じないように業務を進める。 また、研修等を活用し、会計規則の理解を深め、規則を順守する。
エ　行政財産の使用許可により庁舎に入居している団体の経費負担額の算定に誤りがあり、誤徴収額の返還に伴い還付加算金が発生していた。 算定を誤った期間 令和２年度～令和５年度 返還額　5,973円 還付加算金　398円 （東部県民センター雲南事務所）	経費負担額の算定を適正に行うため、複数職員により算定根拠も含めてチェックするよう体制を強化した。
オ　旅券手数料（未交付失効手数料）について、条例の根拠がないまま徴収したものがあった。 （文化国際課）	複数職員での確認体制の強化を行うとともに、事務処理マニュアルの適正化を行った。

カ　現金で納付された犬返還料について、必要な収入伺を作成していなかった。 （県央保健所）	複数職員で確認し、会計事務の手引き及び会計規則に基づき適切な事務処理を行うよう徹底する。
キ　現金で納付された公文書の写しの交付費用について、必要な収入伺を作成していなかった。 （益田児童相談所）	会計事務の手引き及び会計規則に基づき適切に収入伺を作成することを徹底する。
ク　現金で納付された寄付金について、必要な収入伺を作成していなかった。 （わかたけ学園）	関係する職員で関係例規を再確認し、適切な事務処理を行うよう徹底する。
ケ　令和４年度に収入すべき入校料及び授業料について、令和５年度に収入しているものがあった。 （西部高等技術校）	適切な会計事務を行うよう周知徹底を図るとともに、今後のチェック体制の強化等のルールを定めた。
コ　市町村に移管した道路の占用物件について、誤って占用料を徴収していた。 誤って徴収した期間 平成28年度～令和５年度 返還額　445,067円 還付加算金　9,035円 （浜田県土整備事務所）	市町村への道路移管にあたっては、次の点を徹底する。 ・占用物件の有無を複数職員により確認する。 ・確認結果に基づき、道路占用許可台帳一覧表を作成する。 ・県及び市町村の両者で占用物件を現地確認し、道路占用許可台帳一覧表とともに引き渡す。
サ　市町村に移管した道路の占用物件について、誤って占用料を徴収していた。 誤って徴収した期間 令和３年度～令和５年度 返還額　184,792円 （益田県土整備事務所）	市町村への道路移管にあたっては、次の点を徹底する。 ・占用物件の有無を複数職員により確認する。 ・確認結果に基づき、道路占用許可台帳一覧表を作成する。 ・県及び市町村の両者で占用物件を現地確認し、道路占用許可台帳一覧表とともに引き渡す。
シ　設置を許可している自動販売機について、令和５年度及び６年度に申請された使用面積に誤りがあり、調定額を誤っているものがあった。 （中央病院）	令和７年度申請時には正しい面積での申請を受理及び使用許可し、令和５年度及び６年度分の過徴収となっていた使用料については返金処理した。 今後、申請者と共に面積確認を行い、図面及び現地確認を徹底する。

②　収入の通知事務が適当でないもの 港湾施設使用料の納入通知書の発行が遅れているものがあった。 （松江県土整備事務所）	許可台帳に調定を行ったか確認する欄を設け、毎月２回、複数人で調定状況を確認する。
③　補助金の申請事務が適当でないもの 国庫補助金の申請にあたり、医療機関から提出された事業計画書の受付が漏れていたため、国庫補助金の交付を受けることができなかった。 令和６年度医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金 国庫補助金額　341,000円 （薬事衛生課）	受付に電子申請サービスを活用し、受付漏れの防止と複数職員での確認を徹底する。
④　補助金の収入事務が適当でないもの 国庫補助金の実績額を国に誤って報告したため、国庫補助金を収入できなかった。 令和６年度デジタル田園都市国家構想交付金 国庫補助金額　17,827,655円 （財政課）	一部の事業の実績額について、単位を誤って記載した上、その後の手続きにおいても確認が不十分であったことが原因であった。 このため、国費に係る事務の各段階における数値確認と組織としてのダブルチェックを徹底するとともに、単位誤り等を防ぐため、報告様式について、担当者が異常な数値であることを判別できるよう見直した。
(2) 支出関係事務 ①　支出事務が適当でないもの ア　ＮＨＫ放送受信契約を締結していない機器があり、受信料が未払いになっていた。 未契約があった期間 平成17年度～令和７年度 未払となっていた額　38,502,470円 (知事部局、企業局、病院局、教育委員会、公安委員会)	受信契約の対象となる設備を全庁に周知し、受信料制度の理解促進を図るとともに、カーナビ等を購入する際は、業務で必要な場合を除き、テレビ受信機能の付いていない機器とするよう周知した。
イ　令和５年度に職員の厚生年金保険料を誤って控除していたため、返還に伴い遅延損害金が発生していた。 誤って控除した額　409,920円 遅延損害金　9,474円 （文化国際課）	年金制度の理解不足が要因であるため、事務担当者のみでなく所属内でも組織として当該事案についての引継ぎを徹底する。
ウ　ダムの発電設備から電力会社の電線路への接続に係るサービス料金の支払遅延があり、遅延利息が発生していた。 遅延利息　11円	メールでの請求書送付のため、見落としがないように複数職員でチェックする。 また、毎月の支払いに漏れがないかについても相互チェックを行う。

（浜田県土整備事務所）	
エ　検査機関に委託している検査料の支払遅延があり、遅延利息が発生していた。 遅延利息　1,277円 （中央病院）	委託先から請求書を部署の共有アドレス宛に送付するよう依頼する。 年度の切替り時期に発生しているため、年度末の引継ぎが確実に行われるよう、複数職員で確認する。
オ　携帯電話料金等の支払遅延があり、遅延利息が発生していた。 遅延利息　162円 （こころの医療センター）	引継ぎが不十分だったため、口座引き落とし払い処理を本来とは別の口座に指定したことが要因であった。 このため、これまで行っている「会計事務に関するチェック項目」を事務局内全職員に周知してミス発生を防止する取組について、定期的に行う。また、今後は新たに異動してくる職員に対しても同様の対応を行う。
カ　令和４年度会計で支出すべき学校運営協議会委員謝金を令和５年度に支出していた。 （矢上高等学校）	同様の事案が発生することを防止するため、適切な会計事務を行うよう所属内で周知を徹底している。
キ　平成28年度に完了していた委託業務に係る契約保証金について、令和６年度に還付していた。 （警察本部）	契約の相手方から還付請求がなされなかったこと及び警察本部担当者が歳入歳出外現金の払出状況を確認していなかったことが原因であった。 このため、毎月、歳入歳出外現金の残額内訳の確認を確実に実施し、契約満了時の還付を徹底する。
②　申請に対する誤った指導等により、損害賠償を行ったもの ア　旅券申請に係る添付書類の提出指示を誤ったことにより、不要な添付書類の取得費用相当額の損害賠償金を申請者に支払っていた。 損害賠償額（令和７年度）　1,823円 （文化国際課）	旅券システムの変更に伴う作業漏れを防ぐため、複数職員による確認体制を強化した。
イ　高等学校等就学支援金の受給者認定申請に係る添付書類の提出指示を誤ったことにより、不要な添付書類の取得費用相当額の損害賠償金を申請者に支払っていた。 損害賠償額　284円 （学校企画課）	必要書類の判断にあたり、職員間でのやり取りに申請者等に割り当てた番号のみを用いたため、他の申請者等と取り違えて指示を行ったことが原因であった。 このため、氏名など複数の情報により確認し、他の申請者等と間違わないよう確認体制を強化した。

ウ　過失により現金の遺失者が返還を受ける権利を喪失させたことにより、遺失者に損害賠償金を支払っていた。 損害賠償額　10,000円 （隠岐の島警察署）	担当職員が遺失者への適切な連絡を怠っていたことにより発生した事案であるため、各警察署の遺失物担当者に拾得物件の適正な取扱いの徹底を指示した。また、内部監査において遺失・拾得物の取扱状況を確認し、適正な事務処理に関する指導を行う。
(3) 契約関係事務 ①　契約方法が適当でないもの ア　競争入札すべき契約について、随意契約を行っていた 低濃度PCB廃棄物収集運搬処分業務 （浜田県土整備事務所）	あらためて、会計関係法令等を確認したうえで、事務処理を進め、疑義等が生じた場合は関係部署に対して事前に照会するなどして、会計関係法令等に抵触することがないよう事務処理を改善する。
イ　道路工事の入札において予定価格及び最低制限価格の算定に誤りがあったため、締結した契約を解除していた。 （益田県土整備事務所）	設計書起工時に使用するチェックシートに、項目を追加し、複数職員による設計図書のチェックを実施する。 なお、令和８年１月１日から「島根県建設工事の入札執行に係る積算疑義申立に関する試行要領」が施行され、開札後に入札参加者が発注者の積算に疑義のある場合は疑義申立ができることになったため、本制度を適正に運用する。
ウ　競争入札すべき契約について、随意契約を行っていた。 間仕切り壁撤去業務外１件 （教育庁総務課）	同様の事案が発生することを防止するため、適切な会計事務を行うよう課内で周知を徹底している。
(4) 財産関係事務 ①　財産の取得、処分、許可、貸借等の処理が適当でないもの 自動販売機の設置に係る財産貸付の手続を行っていなかった。 （出雲高等学校）	直ちに貸付契約の締結を進め、貸付料の受領を完了した。 行政財産目的外使用許可にかかる具体的な手続きについて明確化し、職員間で共有して再発防止を図っている。
②　物品の売却、廃棄等の処理が適当でないもの 廃棄した備品について、不用品の決定・処分の手続を行っていないものがあった。 （出雲農林高等学校）	定期的に台帳と現物の突合を行うとともに、物品の異動に際しては、チェックリストを活用するなどして、不用品の決定・処分をはじめ会計規則上の手続きに不備がないよう、物品の適正管理と再発防止に努めている。

令和６年度財務監査結果報告書「意見」に係る処理方針等

意　　見	処理方針・措置状況
１ 財務監査の結果に関する意見 **⑴会計事務の適正化（各執行機関、出納局）** 収入、支出、契約、財産に関してかねてから指摘し、注意喚起してきた事項について、今回の監査においても、多くの指摘、指示をするに至ったことは、担当職員への会計事務や業務に関する留意事項の周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組を一層進める必要があることを示している。 ついては、各執行機関においては、内部統制制度を有効に活用するとともに、会計事務の進捗管理や内容のチェックが組織的に行えるような工夫をするなど、会計事務の適正な執行に努められたい。	**（知事部局、教育委員会）** 各執行機関においては、財務に関する事務の遂行において、内部統制制度のリスク評価シート等を活用し、ＰＤＣＡサイクルを継続的に繰り返すことにより、リスク軽減に取り組んでいる。 特に、自己点検等の際に改めて各執行機関における会計事務等のリスク事項を確認し、必要に応じて対応策を見直すとともに、リスクの内容や対応策の確実な引継ぎを実施することにより、内部統制制度を活用した適正な会計事務の遂行を図っていく。 出納局では、担当者の習熟度に応じた会計事務研修会（初任者、中級者、決裁者等）の実施や、初任者向け研修用動画の作成、会計検査時や支出命令審査時の指導・相談対応等により、担当者の会計事務処理能力の向上に取り組んでいる。 また、「出納局だより」やポータル掲示板などで、会計事務に関する留意事項の周知徹底を行っている。 令和７年度からは更なる会計事務の適正化に向け決裁者研修の見直しや自治研修所の階層別研修への会計事務研修の追加を行うとともに、会計関係法令等の重大な違反事案等について、出納局への改善策の報告を各部局主管課とも共有するなど組織的な取組の強化を図っている。 引き続き、関係部局と連携した会計事務研修の充実とともに、財務会計システムの改修等による職員サポート体制の強化を図り、会計事務の適正化に努めていく。 **（公安委員会）** 警察本部においては、年３回の内部監査を実

	施し、支出証拠書や執行内容等を確認しているほか、会計事務担当者に対する業務指導も合わせて実施している。 内部監査等により明らかになった事務処理上の問題点については、必要な是正措置を講じるとともに、「会計課だより」を発出し職員間で共有している。 また、職員を出納局が開催する会計事務研修会へ積極的に参加させているほか、年齢や階層に応じた研修を警察本部独自で開催することにより、職員の実務能力の向上を図っている。 今後もこれら取組を継続的に実施し、適正な会計事務の執行に努める。
(2)収入事務の適正化（各執行機関） 収入事務については、特に、手数料等の徴収の根拠となる条例等の改正漏れなどにより、根拠なく収入していたものや、国庫補助金を申請、収入事務の不備により県に収入できなかったものがあった。 こうした収入事務の誤りは、還付や追加徴収等の事務手続や、還付加算金等が発生するだけでなく、県民や申請者の信頼を損なうものであり、事案によっては財源に大きな影響が生じることも考えられる。 ついては、各執行機関にあっては、会計規則など収入事務の処理手続きに関する規定等のほか、収入の根拠となる県の条例、規則や関係する国の法令、使用許可等の対象となる財産の現況等についても改めて確認し、収入事務の適正な執行に努められたい。	**（各執行機関）** 今回指摘のあった所属においては、関係例規等の再確認、複数職員での確認体制の強化や事務処理マニュアルの適正化等により再発防止に努めている。 また、他の所属も含め、会計事務に係る研修への参加や内部統制制度のリスク評価シートの活用により、収入事務の適正な執行に努める。
２　組織及び運営の合理化に資するための意見 **(1)内部統制制度の実効性ある運用** **（各執行機関、人事課）** 多くの所属では内部統制リスク評価シートを活用したチェックなどを行いリスク防止が図られているが、発生の可能性があると評価したリスク、不適切と評価した事項について、その後の業務の執行に十分には活用できていな	**（各執行機関、人事課）** 会計事務研修において、内部統制制度に期待される効果も含めて説明を行っているほか、内部統制評価報告書及び内部統制評価報告書審査意見書の内容を全庁に共有することにより、職員の理解促進につながるよう取り組んでい

い状況も見受けられた。 　リスク評価シートの活用は、それぞれの所属で担っている多様な業務について異動により新たに担当する職員が財務会計上のリスクを把握し、また、若い職員が相対的に増加するなかで経験の浅い職員を指導するためには有効である。 　また、内部統制を有効に機能させることは、ミスの防止や低減だけでなく、より重要な施策や課題に注力できる効果をもたらすこととなる。 　各執行機関においては、全庁共通の項目に留意するだけでなく、各所属で発生する（可能性のある）リスクを自ら認識し、独自のリスク項目や留意事項、発生した不適切な事項などをリスク評価シートに随時追記してチェックを行い、財務事務のミス防止の仕組みが機能しているかを意識して、引き続き、日々の事務に取り組まれたい。 　人事課は、各種研修の機会を活用して内部統制制度の本質や狙いを伝えるとともに、定期的な自己点検や日常的な業務の執行を通じて見つかったリスクや対応策をリスク評価シートへ追記し活用することによるリスク防止の強化について、各所属で内発的な活動が促進されるよう取り組まれたい。	る。 　また、各執行機関が所管する独自のリスクについては、リスク評価シートに追記するようマニュアルに記載するだけでなく、内部統制推進部局が各執行機関からの相談を受けてリスクの内容を聞き取り、記載方法を検討するなどの対応も行っている。 　制度が形骸化しないよう、会計事務研修に合わせて各地で実地説明を行ったり、会計事務決裁者や担当者など幅広い職員を対象として説明を行い、実効性のある運用となるよう取り組んでいる。
(2)適切な事務処理の確保（各執行機関） 　今回の監査では、申請受付の際の誤った指導など不適切な事務処理により生じた損害を賠償した事案が複数みられた。 　各執行機関においては、組織運営にあたり、会計事務に限らず県行政に関する事務全般について、誤った指導などの結果により、県民や関係者に対し、経済的な損害等を与えるリスクがあるということについても十分に認識し、適切な事務処理に取り組まれたい。	**（各執行機関）** 　今回指摘のあった所属においては、確認方法を変更して改善に努めている。 　また、結果的に損害賠償が発生した事案として内部統制の研修で紹介するなど、全庁的に啓発を行い、各執行機関での再発防止を図る。

島根県監査委員公表第４号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第７項の規定により実施した令和７年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和８年10月30日

島根県監査委員　吉　野　和　彦
同　福　井　竜　夫
同　藤　井　洋　一
同　森　脇　俊　樹

令和７年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘事項・意見	対応方針・措置状況
Ⅰ　総括 **２　意見** **⑴　指定管理者制度導入施設** **ア　施設・設備の改修等への対応** **（該当所管課、人事課、管財課）** 指定管理者制度を導入している公の施設においては、指定管理者が必要な点検・修繕を行い、県が維持保全計画に基づき改修等を行うことにより、施設の保全に努めているところである。 今回監査を行った施設は、建設から 20 年以上経過しているものが多く、指定管理者からは、老朽化による設備の維持管理費の増加や機能停止の恐れなどから、設備の改修計画を示してほしいとの意見があった。 ついては、公の施設の所有者である県は、引き続き計画的に施設・設備の改修を行うほか、団体に対して改修時期の見通しを示すなど適切に対応されたい。	施設・設備の改修については、毎年劣化度調査を実施し、優先順位を付けて計画的に改修を実施しているところであり、今後も計画的な改修の実施に努める。 また、改修時期については、各施設の劣化の進行状況により、順番が前後する可能性があることや限られた予算内で改修を実施していることから、具体的な改修時期の見通しを示すことは難しいが、管財課、所管課及び指定管理者の間で十分な協議・調整を図り、指定管理者へ必要な情報提供を行う。
⑵　国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた諸準備 **（第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会、島根県競技力向上対策本部、（公財）島根県障害者スポーツ協会、スポーツ振興課、島根かみあり国スポ・全スポ準備室）** 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会、島根県競技力向上対策本部及び島根県障害者スポーツ協会は、令和 12 年に本県で開催される第 84 回国民スポーツ大会及び第 29 回全国障害者スポーツ大会（以下、「大会」という。）に向けて、現在、県と連携して、競技力の向上や大会に向けた諸準備を進めているところである。 そうした中、選手、指導者、大会運営に必要な競技役員及び大会ボランティア等の確	選手の発掘・育成、指導者の養成については、「競技力向上基本計画」に基づき、競技力向上対策本部を中心に、県スポーツ協会、競技団体、関係機関と連携して取り組んでいく。 大会運営に必要な競技役員等については、競技団体が行う取組を支援することにより計画的な養成に努める。また、運営ボランティアについては、開催時の確保に向け、関係機関との連携を進めるほか、ＳＮＳ等による広報などにより県民への機運醸成を図る。 宿泊施設や輸送・交通手段の確保について

保が必ずしも十分とは言えない状況である。 　また、大会期間中の宿泊施設や輸送・交通手段の確保についても、今後、具体的な対応策を検討する必要がある。 　ついては、関係機関、諸団体等とも十分な協議・調整の上、選手の発掘・育成、指導者、競技役員及び大会ボランティア等の養成を計画的に進めるとともに、大会期間中の宿泊施設や輸送・交通手段の確保についても、大会期間の延長等により平準化を図るほか、各種専門委員会における意見も踏まえた対応策を検討するなど、大会の開催に向けた着実な諸準備に努められたい。	は大会会期の延長による平準化を図ることを検討するほか、関係専門委員会の委員等の意見も参考に対応策を検討する。
Ⅱ　個別 **１　一畑電車沿線地域対策協議会** **（所管課：交通対策課）** **⑴　団体** **【意見】** **①　一畑電車への支援** 　一畑電車を持続可能な地域公共交通とするため、引き続き、施設整備への支援による安全性・利便性の向上、乗り心地・輸送効率の改善等を図るとともに、一畑電車（株）や沿線自治体等と連携し、一畑電車の存続に資する効果的な事業の実施に努められたい。	一畑電車沿線地域対策協議会では、「一畑電車支援計画」に基づき、施設整備への支援を行っている。令和７年度には、中国地方で初めて鉄道事業再構築実施計画の認定を国から受け、令和８年度以降、一畑電車の支援に当たり、補助率の有利な国庫補助制度（社会資本整備総合交付金等）を活用することとしている。 　引き続き、地域公共交通確保のため、沿線自治体や一畑電車（株）と一層の連携を図りながら、計画的に、効果的な事業となるよう取組を推進していく。
２　（公財）しまね文化振興財団 **（所管課：文化国際課、文化財課）** **⑴　団体** **【意見】** **①　入館者の増に向けた取組** 　島根県芸術文化センターにおいては、魅力的な公演や企画展の開催のほか、施設の建築物としての魅力発信の強化や今まで訪	島根県芸術文化センターでは、グラントワの特徴である優れた音響とホール機構の魅力を伝える質の高い舞台公演を開催し、県外や若年層など新たな顧客の獲得を目指す。また、

れることが少なかった若い世代への働きかけなど、他の施設の取組も参考とし、県、関係機関（民間事業者）等と連携して入館者の増に向けた新たな取組を検討されたい。 島根県民会館においては、リニューアルオープン後に、さらなる入館者の増や満足度向上につながるよう、県、関係機関等と連携して準備に努められたい。	ボランティアや地域団体との連携による年間を通した誘客事業の他、グラントワの建築の魅力を伝える見学会等を実施し、集客に努める。 あわせて、県や関係機関等と連携し、効果的な情報発信を検討・実施し、施設への入館者数の増加を図る。 島根県民会館では、改修工事期間中も継続的に県と意見交換を実施し、リニューアル後の会館運営に向けた準備を進めている。 また、開館 60 周年を迎える令和 10 年に向け、全館リニューアル・周年イベントの内容を県や関係機関等と連携し検討していく。
⑵　所管課（文化国際課） **【意見】** **①　入館者の増に向けた取組への支援** 団体に対する意見で述べたように、団体と連携し、入館者の増に向けた取組を支援されたい。	島根県芸術文化センターでは、石見美術館での魅力ある企画展、館の特色を活かした常設展の開催や、いわみ芸術劇場におけるホールイベントやワークショップ等の実施・充実を図る。 また、県民の来館契機の増加につながる館外でのアウトリーチ活動や、地域の文化施設と連携した取組を積極的に展開していく。 あわせて、指定管理者や関係機関等と連携し、効果的な情報発信を検討・実施し、施設への入館者数の増加を図る。 島根県民会館では、改修工事期間中も継続的に指定管理者と意見交換を実施し、リニューアル後の会館運営に向けた準備を進めている。 また、開館 60 周年を迎える令和 10 年に向け、全館リニューアル・周年イベントの内容を指定管理者や関係機関等と連携し検討していく。

３　（一社）しまね地域医療支援センター **（所管課：医療政策課）** **⑵　所管課** **【意見】** **①　円滑な事業の実施** 団体の支援の対象者は、今後も増加し、面談等の業務量がさらに増えていくことが予想される。 ついては、若手医師の着実な県内定着に向け、円滑な事業の実施に引き続き努められたい。	引き続き事業効果の検証等を行い、事業目的達成に支障がないよう必要な支援を行っていく。
４　（公財）しまね産業振興財団 **（所管課：しまねブランド推進課、産業振興課、中小企業課、雇用政策課）** **⑴　団体** **【意見】** **①　力強い産業づくり** 島根創生を進めていくためには「力強い産業」をつくることは大変重要であり、その実現に向け、県内企業に対して様々な支援等に取り組む団体の果たす役割は非常に大きい。 ついては、団体のこれまでの様々な取組の結果を検証するとともに、県や関係機関等と連携し、島根の強みである豊かな自然・歴史・文化や地域産業の集積などを活かして、県内産業の競争力を強化し、魅力ある雇用の場の創出・維持に取り組まれたい。	経営基盤の強化に向けて自社の経営戦略を構築し、新分野への進出や付加価値の向上などに果敢に挑戦する県内企業を支援するとともに、県内産業の競争力強化を図るため、島根県をはじめとする行政機関や他の支援機関と連携し、産業振興に取り組む。 また、これまで実施してきた各事業については、年度ごとに行動目標及び成果目標を設定した上で、取組内容や結果を振り返り、検証を行っており、その成果を企業支援に活かし、産業振興に取り組む。
⑵　所管課（しまねブランド推進課） **【意見】** **①　地域資源を活かした産業振興** 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、県内産業の競争力強化に向け、地域資源を活かした産業振興に引き続き取り組まれたい。	しまね産業振興財団とは、定期的に財団の進捗会議に出席して情報交換を行っている。 また、当課の海外展開支援室は、市町村振興センターにて財団、JETRO島根と共に共同事務所を設置しており、海外展開に係る企業支援を連携して行っている。 この体制で引き続き密に連携して産業振興に取り組む。

(3) 所管課（産業振興課） 【意見】 ① ものづくり・ＩＴ産業の振興 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、県内産業の競争力強化に向け、ものづくり・ＩＴ産業の振興に引き続き取り組まれたい。	しまね産業振興財団とは、定期的に財団の進捗会議に出席して情報交換を行っており、今後も財団等と連携し、県内の経済を支え周辺地域や企業への波及効果が大きい集積産業を中心に、職場環境の改善やデジタル技術等を活用し生産性の向上を図るなど、引き続きものづくり・ＩＴ産業の振興に取り組む。
(4) 所管課（中小企業課） 【意見】 ① 中小企業振興 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、県内産業の競争力強化に向け、中小企業振興に引き続き取り組まれたい。	監査対象である「島根県県単中小企業設備貸与事業」については令和６年度をもって新規貸与を終了しているが、今後も定期的に財団の進捗会議に出席して情報交換を行うとともに、引き続き団体と連携し、適切に既存貸付先の管理を行うほか、制度融資の利用相談・申込への対応や取引適正化に向けた普及啓発などを通して、中小企業振興に取り組む。
(5) 所管課（雇用政策課） 【意見】 ① 魅力ある雇用の場の創出・維持 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、魅力ある雇用の場の創出・維持に引き続き取り組まれたい。	しまね産業振興財団と連携しながら、新人向けや専門性の高い研修の実施など段階に応じたスキルアップの場を提供するとともに、専門人材と企業のマッチングを支援し、企業の成長を後押しするなど、引き続き、魅力ある雇用の場の創出・維持に向けて、取り組んでいく。

島根県監査委員公表第５号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定に基づき、島根県知事から令和７年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和８年10月30日

島根県監査委員　吉　野　和　彦
同　福　井　竜　夫
同　藤　井　洋　一
同　森　脇　俊　樹

令和７年度　包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

１　包括外部監査の特定事件

防災に係る事業に関する財務事務の執行について

２　包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

令和７年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

指摘事項・意見	対応方針・措置状況
No.１　落石対策事業 **【意見】** **（ア）土砂災害対策道路事業補助（災害防除）外事業について、交付金の執行に当たり、チェックシートへのチェック漏れがないようにすることが望ましい（意見１）** 「交付金事務等適正化のためのチェックシートについて（通知）」において、交付金の執行に当たり、交付金責任者及び契約業務課は、チェックシートの項目を確認し、その状況を記録するとの記載がある。 しかし、補助・交付金事務チェックシートにおいて責任者のチェック漏れが検出された。事情について確認したところ、チェックを失念したという回答を得た。 今後は、チェックシートを用いた確認を責任者が行うことが望ましい。	**（県央県土整備事務所）** 決裁時にチェックシートに付箋をつけ、チェック漏れが生じないよう実施している。
No.２　冬道バリアフリー事業 **【指摘事項】** **（ア）凍結防止用散布剤及び融雪用散布剤の購入事業について、実地棚卸を行うべきである（指摘１）** 凍結防止用散布剤及び除雪用散布剤（以下「各種散布剤」という。）については、県より一般競争入札にて落札した業者（以下「落札業者」という。）へ注文を行っている。散布業務を行う事業者（以下「散布業者」という。）が各種散布剤が必要となった際には県へ注文し、落札業者から散布業者へ直接各種散布剤を納入している。 現在、散布業者が保管する各種散布剤については、県側で散布業者の保管にかかる在庫量を集計し、帳簿上の記載内容と照合する作業（以下「実地棚卸」という。）を行っていない。 また、納品書はあるが、実際納品書と同数が納品されたのかの確認は県側で行っていない。そのため、落札業者と散布業者で万一実際の納品数量と異なる数量の納品書が作成されたとしても確認する手立てがない。 実際に、作業報告書上にて確認できる散布業者に存する前年度期末の各種散布剤数量と次年度期首の各種散布剤数量が一致せず、次年度期首数量	**（道路維持課（松江・雲南・県央・浜田県土整備事務所））** 納品書と写真により納品数量を確認することとし、仕様書に納品時写真撮影することを明記する。 また、県においても、在庫管理を行うよう除雪会議等で周知していく。

が前年度期末数量を下回る業者が浜田県土整備事務所にて１件生じていた。理由については最後の作業報告で、使用後の在庫量について誤記していたとのことであった。この件についても実地数量を確認していないため、後からどのような説明もできることになってしまう。 以上の理由から、各種散布剤については、最低限、県側でも実地棚卸を行うべきである。	
【意見】 **（ア）凍結防止剤散布業務事業の起案用紙に適切な紙決裁理由を記載することが望ましい（意見２）** 松江県土整備事務所の起案用紙については、電子決裁ではなく紙で決裁されている。この点に関し、起案が紙決裁された理由として、秘匿性が高く閲覧制限が必要であるとされていた。担当者に確認したところ、実際には電子決裁ではチェックが困難であるという理由で紙決裁が行われていたと判断した。 今後は、適切な紙決裁理由を記載することが望ましい。	**（松江県土整備事務所）** 適切な紙決裁理由を記載するよう周知した。
（イ）除雪関連業務について、当初契約時の単価算定を実態に合わせたものとすることが望ましい（意見３） 除雪及び凍結防止剤の散布業務について、当初契約時の除雪単価は、道路除排雪積算基準（以下「当基準」という。）によって算出している。当基準における諸経費率は作業量が多くなり、それに伴って工事金額が多くなるほど低くなる計算になっている。 除雪会議において、当該諸経費率は最も高い率もしくは過年度の実績を踏まえて想定される運転時間により算出した直接工事費に応じて定まった率とされている。そのため、当初契約時に想定された距離よりも除雪及び散布距離が長くなり、直接工事費が多額になった場合には、諸経費率も含めた１キロメートル当たりの単価が低くなり、減額変更が発生する事象が発生している。 この状況は、選定業者からみると、当初想定よりも長い時間出動した場合にかえって除雪単価が減額となることとなり、出動へのインセンティブとはならない。また、そもそも除雪及び凍結防止剤散布業務が随意契約とされている理由は、前記のとおり当該土地及び除雪機械操作に精通した限られた業者を安定して選定する必要性にあるとこ	**（道路維持課）** 除雪単価の積算については、国の積算基準に基づいているため、変更することは困難である。 なお、当初契約時の想定よりも作業時間が増となった場合には、適切に作業費を支払っている。

ろ、前記のような単価減額変更の実態はかかる限られた業者から年度契約を断られるリスクを招き、円滑な除雪の実施が阻害されて道路の通行止めが発生するなどの可能性がある。 以上を踏まえると、当初契約時の単価算定については、できる限り過年度の実績を踏まえて想定される運転時間により算出した直接工事費に応じて定まった率によって行い、当初契約を減額変更が発生しにくいものとすることが望ましい。	
（ウ）除雪車両等購入事業について、除雪車両及び部品の保管方法を見直すことが望ましい（意見４） 除雪車は、某所高架下に保管されている。某所は無人であり、フェンスが設けられ施錠がなされ、その上で除雪車の鍵は松江県土整備事務所にて保管している。また、除雪車に取り付けるブレードやウェイトはフェンス内に野積みされている。 しかしながら、防犯カメラは設置されておらず、フェンスについても乗り越えた場合に感知できるシステムなどは備えつけられていない。 除雪車は一台で5,000万円を超えるものもある高額な有価物であるし、ブレード等についても盗難被害が発生すればいざ必要な時に使用できないという事態が生じかねない。 部品を狙った盗難対策のため、除雪車両及び部品の保管方法を見直し、防犯のための仕組みを構築することが望ましい。	**（道路維持課）** 盗難対策として、防犯カメラの設置を検討する。
No.４　河川・海岸計画 **【指摘事項】** **２（ア）変更契約により業務委託料が減額され、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の４を超える場合に前払金を超過した場合の返還を免除するに当たっては、契約書に従い「超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況から見て著しく不適当であると認められる」かどうかを適宜の方法により確認すべきである（指摘２）** 本件では、当初契約では17,248,000円とされていた業務委託料が、第４回変更契約により11,800,800円へと減額されている。これは当初緊急性の高い２カ所に絞って測量設計業務を実施しようとしたところ、国から全体的な検討をしてほしい旨の指摘を受け、変更することになったもののようである。	**（土木総務課（浜田県土整備事務所））** 本件のように前払金が変更契約後の金額以下であれば、精算額は変わるものの最終的な支払額に影響はなく、精算時期が近いことで事務処理が煩雑になることや返還されないリスクも考慮して、返還免除としていた。 一方で、ご指摘のとおり契約条項に規定されていることから、これに基づき、今後は返還すべき超過額を定める場合、契約書の「返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるとき」に該当するか、個別案件ごとに具体的に認定し定めることを検討していく。

本件の当初契約（土木設計業務等委託契約書）の第 33 条６項において、「受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の４を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない」とされている。他方で、同条８項では「第６項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める」とされ、一定の要件を満たす場合に協議によって免除を行う余地を残している。

そして、本件では受託者に対して前払金の支払が行われていたところ、当該受領済み額は前記減額後の業務委託料の 10 分の４を超えていたため、超過相当額である 453,680 円の返還が必要な状態となっていた。これに対し、本件では精算変更より 30 日以内に完了検査を実施するという理由で返還すべき超過額を０円として返還免除することが行われていた。

この点、かかる返還の免除を行うためには前記のとおり①超過額が相当の額に達していること、②返還することが前払金の使用状況から見て著しく不適当であること、が要件とされている。超過金については返還が原則であり、その免除は例外的な処理であることを踏まえると、免除を行うためには、前記２要件について、具体的な事実に基づいた具体的な認定･判断がなされる必要がある。

しかし、担当者によれば、使用状況の確認のプロセスが県にはないため、使用状況は確認しておらず、人件費がほとんどなので期末までに使っているだろうと推定し、土木総務課に確認の上免除とした、とのことであった。すなわち、前記２要件について、具体的な事実の確認・認定を行わないままに、免除を決めていた。

かかる免除は、契約書の定める免除のスキームを逸脱するものであり、合規性の観点から大いに問題がある。超過金の返還免除を行う際には、契約書に従い「超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況から見て著しく不適当であると認められる」かどうかを適宜の方法により確認すべきである。

なお、本件では、変更前後の業務内容が同一性を大きく欠くほどに変更されており、本来別契約とすることが相当であったものと思料されること

を付言する。	
【意見】 **１（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見５）** 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に間違いなく送付しているが、送付の際に控えを取っていないとのことであった。また、送付日等の記録も取っていないとのことであった。元々は、協議書の原本が県の方へ戻ってくる事務フローだったところ、処理の変更で戻ってこなくなったという事情があったようである。 変更協議書自体は、変更契約書が締結されれば、必須の書類とまでは言えないかもしれないが、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	**（河川課）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。
２（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見６。意見５と同旨） 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。 変更協議書自体は、変更契約書が締結されれば、必須の書類とまでは言えないかもしれないが、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈	**（浜田県土整備事務所）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。

を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	
No.5　中小河川の改修事業 **【意見】** **（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見７。意見５と同旨）** 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。担当者に確認したところ、変更協議書自体は受注者に間違いなく送付しているが、送付の際に控えを取っていないとのことであった。 変更協議書自体は、変更契約書が締結されれば、必須の書類とまでは言えないかもしれないが、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	**（県央県土整備事務所）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。
No.6　ダム建設事業 **【意見】** **（ア）変更契約を認めるか否かを判断するに当たっては、「建設工事に係る変更契約ができる範囲と随意契約の取扱いについて（通知）」（令和５年３月 17 日付け土総第 924 号）の定める基準を厳格に運用することが望ましい（意見８）** 波積ダム建設事業ダム管理用道路等整備その２工事では、当初の請負契約金額が、5,005,000 円であったが、令和７年３月 25 日の変更契約において 8,037,700 円が増額され、総額 13,042,700 円となっている。工事の完成日は、令和７年３月 27 日であり、完成日の２日前の変更契約により当初契約金額の約 1.6 倍の増額が行われていたこととなる。 担当者からの聞き取り及び変更理由書によると、ダム下流道路入口にダムを訪問した者が誤っ	**（浜田河川総合開発事務所）** 本件の水路利用の確保について、本工事対象のダム管理用道路沿いには近隣住民所有の（用）水路が敷設されており、ダム建設時に工事車両が破損させた箇所が確認されたため、ダム工事関連の本工事により修繕対応を行ったものである。 本破損箇所は本工事中に新たに確認され、修繕は耕作期前の早期に対応すべき内容であり、分離して再発注することが困難と判断し本工事で追加施工を行った。 変更契約自体は完成日の２日前であり駆け込み締結の疑念も生じさせているが、追加工事については施工前の適切な時期に請負者と書面（工事打合簿）を取り交わした上で施工している。

てダム本体に近づかないよう安全のために門扉を設置すること（直接工事費用として約 1,200,000 円増）、ダム本体工事による道路損傷個所の修繕をすること（直接工事費用として約 1,000,000 円増）、その他各工種について現地に適合するよう変更すること、が増額変更契約の理由であった。

門扉の設置及び道路修繕の直接工事費用を除くと約 5,800,000 円がその他各工種について現地に適合するための費用となる。一方、その他各工種の具体的内容は、道路修繕箇所の近隣住民からの要望による修繕、水路利用の確保、工事開始時には予測できなかった追加工事による増加費用等が該当するとのことであった。

担当者によれば、これらの費用をまとめて、令和７年３月 25 日付け変更契約において増額を行ったとのことである。

ところで、島根県が行う公共工事に関しては、「建設工事に係る変更契約ができる範囲と随意契約の取扱いについて（通知）」（令和５年３月 17 日付け土総第 924 号（以下、「本取扱い」という。））において変更契約ができる範囲の取扱いを定めている。

本取扱いでは、下記のように定められている。

１．変更契約ができる範囲

①当初契約金額が 4,000 万円未満の場合

追加工事費が当初金額の 30％に相当する額未満の場合とする。

追加変更工事費がこれを超える場合には、原則として別途契約とする。

ただし、現に施工中の工事として分離して施工することが著しく困難なものはこの限りでない。

②当初契約金額が 4,000 万円以上の場合

追加変更工事費が、当初契約金額の 50％に相当する額未満で、かつ、5,000 万円未満の場合とする。

追加変更工事費がこのいずれかを超える場合には、原則として別途契約とする。

ただし、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものはこの限りでない。

２．適用に当たっての留意事項

この措置の運用に当たっては、中小建設業者の受注機会の確保に努めるとともに、請負業者の施工能力及び専任技術者の状況等技術力を勘案して、適正な工事の施工が確保されるよう十

施工中工事と分離発注が困難な場合等でただし書き運用が必要かどうかについては、今後も現場状況等を十分考慮し、引き続き厳格に判断していく。

本工事においては主に３つの追加工事を行っている。
・門扉工事（R6.12 指示）
・市道補修（R7.2 指示）
・（用）水路利用の確保（R7.2 指示）

分配慮すること。
　また、変更契約に当たっては当初の請負歩率が基となるので、安易に変更することにより、受注者へ過度の負担を強いることのないよう、十分に留意すること。

本取扱いは、過去の変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いに関する複数の通知では、一部に解釈の不明瞭な部分があったため、改めて過去の通知をまとめて変更契約ができる範囲を定めたものと解される。
上記事業については、本取扱いに基づいて変更契約の可否が判断されているところ、当初契約金額が約5,000,000円であるから、変更契約の可否を画する基準となる30％に相当する金額は1,500,000円となる。したがって、約8,000,000円の追加費用が発生する工事は、本来変更契約ではなく別途契約とすることが必要である。もっとも、ダム下流入口に門扉を設置することや道路修繕工事は、当該現場で行われるべき工事であり、「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」に該当すると考えられるので、本取扱い１.①ただし書きにより変更工事とすることが認められるであろう。
しかし、その他各工種は、近隣住民の要望であり、水路利用の確保であるから、明確に関連性がないと否定まですするものではないが、そもそもダム工事との関連性を検討したものであるのかについて疑問を抱かざるを得ない。
また、上述したように、変更契約は、完成日の２日前であり年度末の直前でもある令和７年３月25日に行われている。加えて、変更理由書には、「本年度でダム下流道路工事を完了させる必要がある」との記載もある。
これらの諸事実は、上記事業の変更契約は、年度末までに駆け込みで締結するために行われたものではないか、という疑問を抱かせるものである。
かかる運用が可能となっているのは、本取扱いのただし書きが便宜的に使われていることが原因となっているものと思われる。
以上を踏まえると、本取扱いの適用に当たっては、本来の工事にそもそも必要な工事であるのか、を判断し、そして、必要な工事であった場合にただし書きを厳格に判断することが望ましい。
なお、特に土木工事を含む公共工事においては、工事を開始してみなければ、実際の状況を詳細に

把握して、対策を立てることが困難な場合が多々あり、当初の工法から大きく変更することが必要となることは容易に想定できる。そして、その結果、変更契約が必要となる場合を否定するものではない。しかし、今回の監査において、他の公共事業においても多数の変更契約が行われていたことに鑑みて、改めて本取扱いの厳格な運用を促すことが相当と思料し、上記の意見を述べるものである。	
No.７　河川維持修繕事業 **【指摘事項】** **１（１）（ア）変更契約の締結は、変更協議成立後に行うべきである（指摘３）** 本件では、令和６年７月 25 日に変更契約が締結されている。変更契約締結に至る事務フローとしては、①変更協議書に基づいて受注者と協議し、②協議が成立したら変更契約書を調印する、という流れで進めることが一般であり、本件でもその流れを前提として決裁がされている。 しかし、本件では、変更契約書調印の約１週間後の８月１日付の変更協議書が作成されており、①を経ずして②の手続がなされている。 これは、前記事務フローを前提とした決裁に反するものであり、合規性の観点から問題がある。また、変更協議書は、将来変更契約の内容を巡って紛争が生じた際に、契約締結過程や変更契約の正当性を立証するための資料となる性質のものであるところ、契約書調印後に作成された変更協議書では変更契約締結時に存在しない以上、変更契約締結時の合意内容等を立証する資料としての価値は極めて低いと言わざるを得ず、本来企図される機能を果しえないこととなる。 したがって、変更契約の締結は、変更協議が成立した後に行うべきである。	**（松江県土整備事務所）** 変更契約の締結は、変更協議が成立した後に行うよう、変更契約締結に至る事務フローの遵守について周知する。
２（３）（ア）作業完了報告書の日付を監督職員が記入すべきではない（指摘４） 本事業に基づく令和６年４月 22 日付指示（第９号）において、受注者が記入すべき作業完了報告書の報告日付欄の数字と、監督職員が記入すべき業務完了確認報告欄の報告日付欄の数字の字体が酷似しているのが見受けられた。 担当職員に確認したところ、職員が当該書類を受領した際に受注者が記入するべき欄が空白だったので、担当職員が補充したとのことであった。	**（雲南県土整備事務所）** 建設工事又は委託業務の執行に伴う受注者からの報告等についてチェックを徹底し、日付の記載漏れなど不備のある報告書は受注者に修正を求める。

しかし、作業完了報告書の提出日付について、報告書の作成者でもない上、当該作業完了報告を確認すべき立場にある監督職員が補充することはおよそ想定されていない。 今後は、作業完了報告書の日付を監督職員が記入すべきではない。	
２（４）（ア）作業完了報告書の日付を監督職員が記入すべきではない（指摘５。指摘４と同旨） 本事業に基づく令和７年１月 20 日付指示（第 19 号）において、受注者が記入すべき作業完了報告書の報告日付欄の数字と、監督職員が記入すべき業務完了確認報告欄の報告日付欄の数字の字体が酷似しているのが見受けられた。 担当職員に確認したところ、職員が当該書類を受領した際に受注者が記入するべき欄が空白だったので、担当職員が補充したとのことであった。 しかし、作業完了報告書の提出日付について、報告書の作成者でもない上、当該作業完了報告を確認すべき立場にある監督職員が補充することはおよそ想定されていない。 今後は、作業完了報告書の日付を監督職員が記入すべきではない。	**（雲南県土整備事務所）** 建設工事又は委託業務の執行に伴う受注者からの報告等についてチェックを徹底し、日付の記載漏れなど不備のある報告書は受注者に修正を求める。
２（４）（イ）作業実施よりも前に作成された作業完了報告書に基づいて業務完了確認をすべきではない（指摘６） 本事業に基づく令和６年 12 月 16 日付指示（第 17 号）に関して、実施年月日が令和７年１月 10 日、完了年月日が令和７年１月 18 日であるにもかかわらず、それらより前の日付の令和７年１月９日付で作成された作業完了報告書が提出されていた。 担当者によれば、１月 19 日と書くべきところを誤って９日としてしまったのではないかとの説明であった。しかし、監督職員の完了確認報告欄の日付も１月９日となっており受注者記載の日付と合致していることを考えると、２者ともが誤記をする可能性は低く、実際に１月９日付で作業完了報告・業務完了確認報告がなされていると考えるのが自然である。 本来、実際に作業が実施・完了する前に係る報告がなされた上で、その確認報告がされるということは、明らかに合規性の観点から問題がある。 今後は、作業実施よりも前に作成された作業完了報告書に基づいて業務完了確認をすべきではな	**（雲南県土整備事務所）** 建設工事又は委託業務の執行に伴う受注者からの報告等についてチェックを徹底し、日付の誤記や記載漏れなど、不備のある報告書は受注者に修正を求める。

い。	
【意見】 **１（６）（ア）作業完了報告書の内容が検証できるような資料の添付を受託者に求めることが望ましい（意見９）** 本事業に基づく令和６年８月 12 日付業務委託に関する指示書（第 43 号）記載の玉湯川の鯉の死骸の撤去業務に関し、受託者の作業完了報告書では、軽トラックとダンプトラックを使用した旨の報告がなされている。しかし、添付資料の業務施工写真では、ダンプトラックは一切出てきておらず、ダンプトラックを実際に使用したかどうかが判断できないものとなっていた。 担当者において受託者に確認したところ、ダンプトラックを使用したことは間違いないとのことであるが、ダンプトラックが出てこない写真のみが提出されていることは報告資料として不十分と言わざるを得ない。また、当時の担当者として、そのことに思いが至らなかったことは不相当と言わざるを得ない。 今後は、作業完了報告書の内容が検証できるような資料の添付を受託者に対して求めることが望ましい。	**（松江県土整備事務所）** 作業完了報告書の内容が検証できるような資料の添付を受託者に対して求める。
２（５）（ア）押印が必要な書類に押印がなされているかどうかの確認を正確に行うことが望ましい（意見 10） 受託者からの作業完了報告書に、受託者印が押印されていなかった。 この点、作業完了報告書への押印については、令和６年５月１日の入札公告日以降の業務から押印が廃止される運用となっている（令和６年４月９日付河第 21 号）。しかし、本事業の入札公告日（指名通知日）は、令和６年１月 30 日であり、前記押印廃止の運用の適用はなく、契約書上、作業完了報告書への押印が必要である。 したがって、作業完了報告書に押印がなされていないことは、合規性の観点から問題があると言わざるを得ない。押印が必要な書類に押印がなされているかどうかの確認を正確に行うことが望ましい。 なお、前記のとおり、作業完了報告書への押印自体は既に廃止されていることを踏まえ、指摘とはせず、意見にとどめたものであることを付言する。	**（雲南県土整備事務所）** 押印が必要な書類を再度確認するとともに職員に周知する。

２（６）（ア）作業完了報告書に日付の記載漏れがないように徹底することが望ましい（意見 11） 本事業に基づく業務委託指示（第１号）に関する作業完了報告書において、監督職員の完了確認報告欄に確認の日付が記載されていないものがあった。担当者に確認したところ、記載漏れとのことであった。 完了確認はできるだけ早期になされることが望ましく、それがいつなされたかという時的要素は、事後的な検証の際に極めて重要となる。 したがって、今後は、作業完了報告書に日付の記載漏れがないように徹底することが望ましい。	**（雲南県土整備事務所）** 完了日の記載については、担当者だけでなく、決裁ラインにおいてチェックを徹底する。
No.10　河川管理事業 **【指摘事項】** **（ア）河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱を改正し、参加人数を確認できる資料の提出を交付の要件とすべきである（指摘７）** 河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱によれば、本事業は、「ハートフルしまね」活動団体が①河川において草刈りを実施した際に、A）一人活動時間当たり 250 円（年間２回まで）及び B）材料費（上限 15,000 円）相当額の交付金を交付し、②河川において清掃等の美化活動を実施した際に材料費（上限 15,000 円）相当額の交付金を交付する事業である。 上記のとおり、①については、参加人数を基準として交付金が設定されるスキームとなっている。この点、交付金申請の際には参加人数を申請することとなっているが、人数に関する添付資料としては「活動中の写真（２枚程度）」が求められるのみで、正確な参加人数が把握できる疎明資料の添付は求められていない。 他方、雲南県土整備事務所においては、独自の工夫として、交付申請及び実績報告書の中に「参加者がわかる集合写真」の提出を事実上求める運用を行い、一定程度参加人数が把握できるような対処を行っている。 しかしながら、交付申請及び実績報告書を実査したところ、集合写真がないものや、人数と時間が添付資料と整合していないもの、集合写真と参加人数や日付が食い違うものが多数見受けられた。集合写真が添付されていない申請の中には、延べ参加人数が 300 人を超えるようなものもあった。担当者に確認したところ、参加人数の確認については、要綱上求められていないことに加え、	**（河川課）** 河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱を改正し、活動日時を記載した参加者名簿や集合写真など参加者数が確認できる書類の添付を必須とし、参加人数を書類で正確に確認した上で交付する運用に改めた。

厳密な確認が難しいとの認識であった。 たしかに、事業者に同じだけの草刈業務を委託すれば、本事業費では到底賄いきれないであろうことは推認されるし、本事業がボランティアの推進事業であって交付金額も低廉であるという性質を踏まえると、厳密な人数確認までは求めないという判断もありうるところである。 しかしながら、公金を支出するに当たって、参加人数を基準とする以上は、その人数を把握できる仕組みを備えていることは不可欠であると思われる。厳密に人数を把握できるだけの資料を求めることは難しいとは思われるが、参加人数の規模感が分かる集合写真や参加者・活動日時が一覧化されたリストなどであれば、それほどの負担感なく準備が可能であるものと思料する。 よって、本事業に関しては、河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱を改正し、参加人数を確認できる資料の提出を交付の要件とすべきである。	
No.14　砂防事業 **【意見】** **１（２）（ア）変更契約締結の際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁を経て、変更契約を締結することが望ましい（意見 12）** 上記事業については、計４回の変更契約が行われている。第３回の変更契約は、変更協議書が令和７年１月 23 日付であるところ、変更伺の起案及び変更契約の締結が同年２月５日となっている。この点、変更協議によって成立した合意時から時間を空けずに起案・決裁を経て変更契約締結を行わなければ、その間に合意内容の新たな変更等が生じる可能性があり、再度の変更協議の実施に伴って変更契約の締結が先延ばしになる事態が生じることも懸念される。 特に、上記事業では、令和７年２月５日の第３回の変更契約を締結してから２週間後である同月 19 日に、再度完成日を変更する変更契約が締結されていた。工期までの完了の目途が立たなくなり、やむを得ず変更せざるを得なかった等の事情は考えられるが、第３回変更契約が変更協議成立後に速やかに締結されていれば、２週間の間に２回も変更契約を行うという問題も生じなかったと考えられる。 そこで、変更契約を行う際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁、そして契約締結を行っ	**（雲南県土整備事務所）** 変更協議成立後は、速やかに変更伺の起案をするよう周知徹底を図る。 なお、工事は常に進行しており、不測の事態により変更契約後、直ちに既契約内容と異なる状況となる可能性はあることから、短期間で続けて契約変更の必要が生じる場合がある。

ていただくことが望ましい。	
１（14）（ア）起案・決裁を経て契約を締結する手続においては、日付の時間的前後関係に注意して書面を作成することが望ましい（意見 13） 上記事業の起案では、「決裁の上は、土地等の権利者に土地調書及び物件調書を作成・交付し、当該土地等の権利者と用地交渉を行い、交渉が妥結したときは、契約を締結し、管轄登記所に登記の嘱託をしてよろしいか。」との伺い文がある。これは、決裁によって内部的意思決定が完了するのであるから、その決裁後に、物件調書を作成し、交付するという時間的前後関係が定められているものと考えられる。 しかし、上記事業の起案日は令和６年８月 20 日であり、決裁日は同月 26 日であるところ、物件調書の作成者（雲南県土整備事務所）の日付は同月 20 日となっており、決裁前である。したがって、前記起案時に想定された手続と本物件調書の作成時点には齟齬があるといえる。 手続の時間的前後関係は、契約締結に至るプロセスを担保するものであるので、日付についても細心の注意を払って作成することが望ましい。	**（雲南県土整備事務所）** 今後、土地調書及び物件調書の日付については、決裁日以降の日付であることを再確認する。 また、契約にかかる文書事務においては、日付の齟齬がないよう複数職員で確認する。
２（５）（ア）変更契約書の題名は、元契約の契約名の変更契約書とすることが望ましい（意見 14） 上記事業では、契約書の題名が「現場技術業務契約書」となっているところ、変更契約書は、題名が「土木設計業務等委託変更契約書」となっている。変更契約書にも「等」と記載されていることから「現場技術業務契約」を包含するものと考えることも可能ではあるが、そもそもの契約書の題名と異なる題名の契約書を作成することは、契約内容の誤認や間違いを誘発する可能性も考えられるので、相当ではない。 したがって、契約書の題名に付した契約名の変更契約書を作成することが望ましい。	**（県央県土整備事務所）** 変更契約書は建設工事事務管理システムより出力される様式であり、システム改修には費用が発生すること、ご意見のとおり「土木設計業務等委託変更契約書」の「等」で包含することが可能であることから今後も同様の取扱いとする。
No.16　急傾斜地崩壊対策事業 **【意見】** **１（６）（ア）変更契約締結の際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁を経て、変更契約を締結することが望ましい（意見 15。意見 12 と同旨）** 上記事業では、第２回変更契約のための変更協議書が令和６年６月５日付けで作成されているところ、変更伺の起案・決裁及び変更契約の締結は	**（松江県土整備事務所）** 変更契約締結の際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁を経て、変更契約を締結することとする。

令和６年７月３日に行われている。 変更協議書の作成から、変更伺の起案・決裁、そして変更契約締結まで約１か月を要した理由を担当者に確認したところ、変更協議後にも協議が成立した事項について検討を行っていたため、変更伺の起案・決裁まで時間を要したとのことである。 しかし、変更協議によって合意が成立しているのであるから、その後速やかに契約締結まで行うべきである。そうでなければ、変更協議後にも、追加の変更事由が発生した場合に、どの時点までの変更事由について合意内容であるのかが一見しただけでは不明瞭となる可能性がある。また、変更契約を行った後の近接した時期に再度変更協議を行い、変更契約を締結する手続を行うことも双方にとって事務処理上の負担がある。 以上のことからすれば、変更契約締結の際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁を経て、変更契約を締結することが望ましい。	
１（９）（ア）変更協議書の「契約上の工期」欄には、それぞれの欄に正確な日付を記載することが望ましい（意見 16） 上記事業の請負契約書では、契約年月日が「令和６年８月 22 日」、工期の着工が「令和６年８月 23 日」、完成が「令和７年２月 25 日」とされていた。他方、令和７年２月 10 日付け変更協議書では、「契約上の工期」の「契約年月日」欄に「令和６年８月 23 日」との記載があり、「着手年月日」欄に「令和７年２月 25 日」との記載があり、「完成年月日」欄には記載がない。なお、上記変更協議書では、履行期の変更に関する内容ではなかった。 この点、契約に関する日付は、契約成立年月日、履行期等の基準となる重要な要素である。また、変更契約においては、度々履行期の変更が行われることがあるから、日付は重要な要素である。 したがって、変更契約の内容を決定する前提となる変更協議書においても、日付は重要な要素として扱うべきであり、変更協議書の「契約上の工期」欄には、それぞれの欄に正確な日付を記載することが望ましい。	**（松江県土整備事務所）** 変更協議書に記載された内容について、日付等の間違いがないように慎重に確認を行い適正な事務処理に努める。
１（15）（ア）起案・決裁を経て契約を締結する手続においては、日付の時間的前後関係に注意して書面を作成することが望ましい（意見 17。意見 13	**（松江県土整備事務所）** 伺い文記載の手順のとおり、適正な事務処理に努める。

と同旨） 上記事業の起案では、「決裁の上は、土地等の権利者に土地調書及び物件調書を作成・交付し、当該土地等の権利者と用地交渉を行い、交渉が妥結したときは、契約を締結し、管轄登記所に登記の嘱託をしてよろしいか」との伺い文がある。これは、決裁によって内部的意思決定が完了するのであるから、その決裁後に、土地調書、物件調書及び確認書を作成し、交付するという時間的前後関係が定められているものと考えられる。 しかし、上記事業の起案日は令和６年 12 月 24 日であり、決裁日は同月 25 日であるところ、土地調書の作成者（松江県土整備事務所）及び土地所有者が作成した日付は同月 23 日となっており、決裁前である。また、土地所有者が確認書を作成した日付も、同月 23 日であり、決裁前である。したがって、前記起案時に想定された手続と本件各調書の作成時点には齟齬があるといえる。 手続の時間的前後関係は、契約締結に至るプロセスを担保するものであるので、日付についても細心の注意を払って作成することが望ましい。	また、日付に齟齬がないよう複数職員で確認する。
No.18　ブロック塀等の安全確保事業 **【指摘事項】** **（ア）完了実績報告書について、実際に収受した日付を収受日とすべきである（指摘８）** 令和６年度島根県ブロック塀等安全確保事業完了実績報告書において、建築住宅課の収受日付が完了実績報告書の提出が３月６日のところ、１月 31 日となっている。 収受日は実際に収受した日付である３月６日とすべきである。	（建築住宅課） 完了実績報告書は、完了した日から起算して 10 日以内に提出しなければならないが、本件は、市町村が１月 28 日に事業が完了したにもかかわらず、１月 31 日の日付で３月６日に提出されたものである。 本課もこのことを踏まえ遡って収受したが、今後は、適切な事務処理を行うとともに、補助事業者である市町村に対して、提出期限の徹底を図る。
No.19　常備消防体制整備事業 **【意見】** **（ア）受講者に対する効果測定後の再確認を適宜の方法で実施することが望ましい（意見 18）** 島根県消防設備士講習実施要領によれば、「効果測定の結果が一定の基準に達しない方は、再確認を実施いたします。」とされている。担当者に確認したところ、「一定の基準」について明確に定めたものはなく、結果が低い受講者には受託者が自習を促すようにしているにとどまるとのことであった。	（消防総務課） 消防設備士は全国共通の国家資格であることから、全国の自治体の状況を調査したところ、回答のあった自治体のうち、効果測定後の再確認を実施していないところが約８割で、実施している自治体においても、本県同様に自習を促すところが多数であった。 一方で、基準を設け補講を実施している自治体もあったことから、ご意見を踏まえ、その手法を参考とし、今後は本県においても、講習当日の効果測定終了後、受講者による自

	消化設備	警報設備	避難設備・消火器
受講者数	85	144	154
50 点以下の者の数	9	2	7

実際に、令和６年度の受講者の効果測定状況を確認すると、上記のとおり、達成度が 50%に満たない者が一定数存在しており、中には達成度が 25%の受講者もいた。

本講習が消防法の規定に基づくものであることを踏まえると、達成度の低い受講者に対して自習を促すだけでは消防法の趣旨を十分に達成できない恐れがある。県として、目標とすべき一定の基準を明確にした上で、その目標の程度に達しなかった受講者に対しては、自習を促すにとどまらない積極的な再確認を行うことが望ましい。

己採点を行い、正答率が半数に満たない者については、補講を行うこととする。

No.20　消防職員・消防団員活動強化事業

【意見】

（ア）広報・広告について効果測定を実施することが望ましい（意見 19）

３～６は媒体こそ異なれど、消防団への入団者を増やすための周知・イメージアップのための広報・広告に関する事業である。

担当者に確認したところ、これらの広報について、効果の検証はなされていないとのことであった。しかしながら、広報の実施においては、実施して終わりではなく、実施後の検証とその内容の次回へのフィードバックが不可欠である。

無論、媒体ごとに検証のしやすさは異なると思われる。SNS 広告については、Facebook と Instagram での広告が展開されているところ、クリック数は女性 1,109 に対して男性 414 と半分以下となっており、これらのデータを踏まえて、企図したとおりの成果となっているかの検証が必要な状況と思われる。他方、新聞・ラジオ・チラシについては、入団者へのアンケート等により、それら広報が入団のきっかけとなったかなどの確認を行うことが有益と考えられる。

以上のとおり、広報・広告の実施後に適宜の効果測定をすることが望ましい。

（消防総務課）

広告が実際に入団のきっかけとなったかどうかといった効果については、市町村担当者会議等で、実務を行う市町村担当者に確認し、意見を聞いた上で既に広報方針に反映させている。

No.23　震災、風水害等災害対策事業

【指摘事項】

（ア）防災備蓄物資について入出庫があった際には、速やかな個表への入力と併せて実地棚卸を行

（防災危機管理課）

今後は、防災備蓄物資保管数量（台帳の数量）と実際に保管している数量が一致するよ

うべきである（指摘９） 防災備蓄倉庫において、「防災備蓄物資保管数量」という表により倉庫に存する備蓄物資の数量が管理されている。実際に備蓄倉庫の現地調査を行った際に防災備蓄物資保管数量には０台となっていた「簡易トイレ（交付金）」が現地に 40 台存在した。 当該理由について確認したところ、防災備蓄物資保管数量は個表で入庫処理、出庫処理をすることで増減するが、個表において入庫 40 台の処理がされていなかったため、０台の記載となったとのことであった。 この点に関し、物資・物品の管理において、物資等の数量増減の発生とその台帳への反映の間に一定のタイムラグが生じることは、一般論としては一定の範囲内で許容されうることと言える。しかし、こと防災備蓄物資の管理においては、タイムラグが極力生じない様できる限り迅速に、かつ正確な数量の管理がなされる必要性が高いと言える。それは、災害がいつ発生するかわからない以上、正確な物品数量の管理がなされていなければ、いざ災害が発生した時に、計画に従って必要な物資を必要な場所へ迅速に届けることができず、災害対応が遅れる事態を招きかねないからである。 このような事態の発生を避けるためには、物資等の入出庫が発生した際には可及的速やかに個表への反映がなされることと、実地棚卸等により防災備蓄物資保管数量と実際の備蓄物の数量を照合することが肝要である。 よって、防災備蓄物資について入出庫があった際には、速やかな個表への入力を行い、併せて防災備蓄物資保管数量と実際数量の一致を確かめるべきである。	う、入出庫の際に速やかに個表へ入力する。
【意見】 **（ア）消費期限の迫った防災備蓄食品の処理については、合理的なルールの下で取り扱い、適宜の広報を行うことが望ましい（意見 20）** 近年、フードロス問題は社会的関心が高い問題である。消費期限の迫った防災備蓄食品についても、安易に廃棄すべきではなく、合理的なルールの下で取り扱われる必要がある。 この点、現在は、消費期限の半年前を目途に社協、市町村、消防機関等に声掛けし、無償で譲渡しているとのことであったが、譲渡に関する明確なルールは定められていないとのことであった。	**（防災危機管理課）** 他自治体の事例も参考にしながら、無償譲渡に関するルールを策定し、こうした取組みについて県のホームページ等で公表した。

引き続きフードロスが出ないようにするためには、声掛けする団体を増やしながら、無償譲渡に関する明確なルールを定めた上でより合理的な仕組みづくりを検討することが望ましい。 　また、国は、災害用備蓄食品ポータルサイトを開設し、フードバンク団体等への提供に取り組んでおり、東京都では、防災備蓄食品の有効利用についてホームページでその取り組みを公表している。島根県もホームページ等で防災備蓄食品の無償譲渡の取り組みについて公表し、広く県民の知るところとなることが望ましいと思われる。	
（イ）地域間で物資備蓄の偏りが出ないようにすることが望ましい（意見 21） 　備蓄物資の一覧表を確認した時点において、液体ミルク等の乳児用品については、松江には備蓄があるが浜田には備蓄がない状況であった。 　地域間で物資備蓄に偏りが生じないようにすることが望ましい。	**（防災危機管理課）** 　必要な物資が浜田で不足した場合、速やかに松江から運ぶ体制を整えている。 　また、浜田は保管スペースの関係上、制約が生じる場合があることから、一部の備蓄物資は松江で保管している。 　引き続き、災害時において速やかに備蓄物資を提供できるよう、適切な備蓄物資の管理に努める。
No.24　災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業 **【意見】** **（ア）適切な事業計画の立案と実施がなされることが望ましい（意見 22）** 　令和６年度災害福祉支援ネットワーク体制推進事業費補助金事業においては、当初の事業計画において、「しまね災害福祉広域支援ネットワーク会議の開催」として年２回程度、また、「災害派遣福祉専門職訓練研修の実施」を登録研修２回、継続研修１回、チームリーダー養成研修を１回開催すること、そして、「研修・訓練等」の実施予定回数は４回、参加予定者数は 160 名とされていた。 　しかし、「しまね災害福祉広域支援ネットワーク会議の開催」は年１回、「災害派遣福祉専門職訓練研修」は県内２か所で実施し、継続研修１回、チームリーダー養成研修を１回実施し、合計参加者数は 55 名であった。 　したがって、研修訓練等の実施回数に対する参加人数が、当初計画の約 34%にとどまっていることになり、当初計画が十分に達成されているものとは言い難い状況となっている。 　県としては、県社協と上記の問題点を共有した上で、今後は適切な事業計画の立案と実施がなさ	**（地域福祉課）** 　当該事業の実施主体である島根県社会福祉協議会と協議し、令和８年度以降の事業計画における参加予定者数を実態に合った数値とし、それに見合う事業費とする。

れることが望ましい。	
No.25　風水害震災時の医療体制整備 **【指摘事項】** **（ア）災害時体制整備事業について、起案用紙上の起案日付を実際の起案日とすべきである（指摘10）** 災害派遣医療チーム要員（DMAT 隊員及び医療救護班員）の傷害保険契約（確定精算）※につき起案した起案用紙上の起案日付が訂正となり、令和６年３月 31 日となっていた。この件につき、確認したところ実際の起案日は令和６年４月 19 日であったが、令和６年３月 31 日までの日付でないと令和５年度として処理されないために日付を訂正したとのことであった。 起案用紙上の起案日付を実際の起案日とすべきであるし、令和５年度として処理するならば令和６年３月 31 日までに起案すべきである。 ※県が要請した DMAT 及び医療救護班が派遣された際の負傷等に対応するため加入している国内旅行傷害保険の令和５年度保険料が令和５年度中予想派遣人員 15 名のところ実際の派遣人員が 60 名に確定したことにより予定保険料 78,330 円から確定保険料 355,536 円となり、差額 277,206 円を支払うこととなった。なお、保険会社からの確定保険料は３月 31 日に通知されている。	**（医療政策課）** 再発を防止するため、担当者の会計に係る知識の習熟を図るとともにチェック体制を強化した。
No.26　水防法関係業務 **【意見】** **１（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見23。意見５と同旨）** 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。 変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争に	**（河川課）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。

なった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	
２（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見24。意見５と同旨） 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。 変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	**（河川課）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。
３（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見25。意見５と同旨） 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。 変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはい	**（河川課）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。

えないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	
３（イ）変更契約書の締結は業務完了前に行うことが望ましい（意見 26） 本件に関する業務完了届は、令和７年３月 25 日に受託者から提出されているところ、第２回変更契約書の締結はその翌日である令和７年３月 26 日となっている。 変更契約の締結を業務完了後に行うことは、当事者双方にとって紛争になったときの挙証リスクを高めることになり、極力避けるべきである。しかも、本件では、元々３月 12 日時点で決裁起案が行われ、処理期限が３月 21 日に設定されていたのであるから、時間的な余裕はあったと思われる。 したがって、変更契約書の締結は業務完了前に行うことが望ましい。	**（河川課）** 今後は業務完了前に変更契約書の締結を行う。 なお、今回の事案は、契約相手方がＪＶ（共同企業体）のため、契約締結までに複数社の社内処理に時間を要した事由があるが、相手方にも速やかな事務処理を求めていく。
４（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見 27。意見５と同旨） 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。 変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	**（河川課）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。
５（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見 28。意見５と同旨） 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書	**（河川課）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写

により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。 変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	し）の添付は不要としている。
No.27　土砂災害警戒避難支援事業 **【意見】** **１（１）（ア）土砂災害啓発チラシのレイアウトを再考することが望ましい（意見 29）** 土砂災害啓発チラシには、QR コードが記載され、住民にとって必要な情報へのアクセスを容易にするレイアウトが採用されている。 しかし、記載されている各 QR コードのスペースが狭く、利用者が得たい情報の QR コードではない QR コードを読み込んでしまう事態が発生しやすい状態となっていた。 今後は、利用者が容易に必要な情報へアクセスすることができるように、レイアウトを再考することが望ましい。	**（砂防課）** 今後作成するチラシは、利用者が容易に必要な情報へアクセスすることができるようなレイアウトにする。
１（５）（ア）見積書の内訳において、物品の単価がわかる資料の提出を求めることが望ましい（意見 30） 本事業では、予定価格決定時の見積書（令和５年９月 25 日付け）が提出されているが、その内訳の中に「機器費」として「82,000,000」円が計上され、「備考」欄には、「ハード・ソフトウエア含む」との記載がある。 機器費であるから、市場価格が形成されている物品であると思われるので、機器費の計上額が適正かどうかを判断するために、物品の単価がわかる資料の提出を求めることが望ましい。 なお、契約者から納入機器一覧表が提出されているが、それぞれの機器の単価が記載されていな	**（砂防課）** 次期のシステム開発から予定価格決定時の見積書に、「機器費」の内訳、及び単価等の記載を可能な範囲で求める。 また、契約者から提出される納入機器一覧表においても、物品の内訳及び仕様の記載を求める。

いので、記載されたものの提出を求めることが望ましい。	
１（５）（イ）契約書と変更契約書の題名は、元契約の契約名の変更契約書とすることが望ましい（意見 31） 本事業においては、変更契約が行われているところ、変更契約書の題名は、「土木設計業務等委託変更契約書」となっている。 確かに、「等」と記載があることから、土木設計業務委託契約に限られるものではない。 しかし、元々の契約が業務委託契約であり、元契約との同一性が明確にわかるよう、「委託契約の変更契約書」等の題名の変更契約書を作成することが望ましい。	**（砂防課）** 変更契約書は建設工事事務管理システムより出力される様式であり、システム改修には費用が発生すること、ご意見のとおり「土木設計業務等委託変更契約書」の「等」で包含することが可能であることから今後も同様の取扱いとする。
１（５）（ウ）契約（変更契約を含む。）を締結するに当たっては、支払金額、支払内容、支払方法等について、予算との適合性を十分に検討した上で、契約内容を作成することが望ましい（意見 32） 本事業においては、令和７年３月 11 日付けで令和６年度の開発業務委託料の額を 15,048,000 円増額する変更契約について決裁が行われ、令和７年３月 11 日付で変更契約書を取り交わしているが、その契約書の内容は、開発業務委託料の増額及び各年度の委託料の内訳の変更である。変更された委託料の内訳については、令和５年度を０円、令和６年度に増額変更された委託料全額を支払うものである。 しかし、本事業の業務委託契約は、令和６年３月 27 日に締結され、同日に元契約の委託料について債務負担行為がなされ、同月 31 日に令和６年度へ繰越が行われ、翌４月１日には、令和６年度に支出負担行為の処理が行われている。 この点について、出納局から指示を受けて、変更契約書の委託料の内訳を「令和５年度　金 121,550,000 円（うち消費税および地方消費税の額 11,050,000 円）」、「令和６年度　金 15,048,000 円（うち消費税および地方消費税の額 1,368,000 円）」と加筆訂正されている。 このように、本事業の変更契約は、記載誤りがあったものの、出納局の指示を受けて、記載誤りが訂正されるに至っているが、出納局が「今後契約の作成に当たっては、十分検討され、適切な処理を行うようにしてください」との正当な提言をしている。	**（砂防課）** 契約（変更契約を含む）を締結する際には、支払金額、支払内容、支払方法等について、予算との適合性を十分に確認した上で、契約書を作成する。

以上を踏まえると、今後契約（変更契約を含む。）を締結するに当たっては、契約内容について、予算との適合性を十分に検討した上で、契約書を作成することが望ましい。	